一　施行者の名称　大阪府
二　都市計画事業の種類及び名称　平成八年建設省告示第二十四号南部大阪都市計画道路事業七・七・二百六―二号南海東二号線
三　事業施行期間　自平成八年一月八日至平成二十九年九月三十日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十九日

近畿地方整備局長　山田　邦博

一　施行者の名称　大阪府
二　都市計画事業の種類及び名称　平成八年建設省告示第二十五号南部大阪都市計画道路事業七・七・二百六―三号南海東三号線
三　事業施行期間　自平成八年一月八日至平成二十九年九月三十日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十九日

近畿地方整備局長　山田　邦博

一　施行者の名称　大阪府
二　都市計画事業の種類及び名称　平成八年建設省告示第二十六号南部大阪都市計画道路事業七・七・二百六―四号南海西一号線
三　事業施行期間　自平成八年一月八日至平成二十九年九月三十日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十九日

近畿地方整備局長　山田　邦博

一　施行者の名称　大阪府
二　都市計画事業の種類及び名称　平成八年建設省告示第二十七号南部大阪都市計画道路事業七・七・二百六―五号南海西二号線
三　事業施行期間　自平成八年一月八日至平成二十九年九月三十日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十九日

近畿地方整備局長　山田　邦博

一　施行者の名称　大阪府
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年近畿地方整備局告示第六十八号南部大阪都市計画道路事業三・三・二百十九―七号大阪岸和田南海線及び三・四・二百十九―十四号泉大津阪本線
三　事業施行期間　自平成十四年三月二十五日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十九日

近畿地方整備局長　山田　邦博

一　施行者の名称　大阪府
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年近畿地方整備局告示第五十五号南部大阪都市計画道路事業三・四・二百十九―九号池上下宮線
三　事業施行期間　自平成十七年三月二十五日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十九日

四国地方整備局長　石橋　良啓

路線名	供用開始の区間
五十六号	宿毛市和田字円ノ上山一一七四番一から同市和田字下モ渡上リ一一五〇番一まで

図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所
供用開始の期日　平成二十八年三月二十九日

○四国地方整備局告示第四十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十九日

四国地方整備局長　石橋　良啓

第1　起業者の名称　徳島県
第2　事業の種類　県道阿南勝浦線改築工事（下大野工区・徳島県阿南市上中町岡地内）
第3　起業地
1　収用の部分　徳島県阿南市上中町岡地内
2　使用の部分　徳島県阿南市上中町岡地内